

第2期 決算資料

2018年10月～2019年3月 (12か月間)

(当期の概況)

第2期は、2018年4月から、2019年3月までの12か月間にて決算を行った。

期間中の総費用は、11,021,118円となった。うち、事業費が2,629,466円、事務費が8,391,652円であった。

” 事業費としては、フォーラム開催費用、ならびにドローン事業の経費を計上した。

フォーラム開催費用は、2018年4月に開催した、「航空宇宙ビジネスフォーラム」に関する講師謝金、会場借料、運営委託費用等を計上している。

ドローン事業は、物流プロジェクトに関連した六口島での社会実験費用、真備町での定点撮影費用を計上している。”

事務費としては、事務局人件費、設備費（テレビ会議システム）、旅費交通費などが計上されている。ロケット最中についてはMASCオリジナルのお菓子として金型を製造し、栄堂にて商品化され、東京でのフォーラムや、航空宇宙産業推進協議会の会合、ドローンスクールの開講式などで配布されている。

なお、仮受金に計上されている163万円は、一般財団法人岡山県青年館からの申し出により、移動型のプラネタリウムに使用する「エアドーム」購入費用の寄付金として、特別協賛があったものであるが、事務手続き上、執行されないまま年度末を迎えたため、仮受金として計上したものである。

これらの費用は特別協賛金にて賄われており、月次の積算により、当該の費用が拠出されている。

なお、本年度は、受託事業（ドローンでの撮影業務）が1件あったため、剩余金が47,557円計上されており、前期からの繰越金 29,353円とあわせて、76,910円が、本年度の繰越（純資産）となった。

(次期の見込み)

第3期の事業計画として、ドローン部会の更なる事業展開のほか、航空機部会での先進地視察等が計画されるほか、組織全体の活動として、フォーラム開催等が計画されており、そのための費用が見込まれる。

事務費としては、事務局の活動工数の増加によって人件費の増額が見込まれるほか、月次の家賃等の定常的な事務局運営費を要するものである。

MASC第2期（2018年度）					
貸借対照表					2019年3月31日現在
資産の部		負債の部			
【流動資産】	2,541,450	【流動負債】	2,464,540		
現金	432	未払金	0		
預金	1,806,146	未払い経費	834,540		
売掛金	0	仮受金	1,630,000		
仮払金	0	買掛金	0		
未収金	734,872	短期借入金	0		
【固定資産】	0	【固定負債】	0		
土地建物	0	長期借入金	0		
ソフトウェア	0				
保証金	0	負債の部合計	2,464,540		
【繰延資産】	0	純資産の部			
権利金	0	設立準備金	29,353		
創立費	0	収支余剰金	47,557		
		純資産の部合計	76,910		
資産の部合計	2,541,450	負債及び純資産の部合計	2,541,450		

MASC第2期（2018年度）	
収支計算書	2019年3月31日現在
【収入の部】	
特別協賛金	8,977,834
フォーラム協賛金	1,884,536
会費	0
受託事業収入	206,305
収入の部合計	11,068,675
【支出の部】	
・事業費	2,629,466
ドローン事業	668,907
フォーラム開催	1,884,536
受託事業経費	76,023
・事務費	8,391,652
事務局人件費	4,445,688
事務局家賃	388,800
事務所経費	259,200
消耗品費	17,182
印刷費	53,728
広告宣伝費	0
旅費交通費	458,400
雑役務費	0
新聞図書費	49,686
設備費	2,315,520
会議費	16,000
ロケット最中	308,700
寄付金	0
その他	70,000
振込手数料	8,748
支出の部合計	11,021,118
収支合計（収支剰余金）	47,557

2019年4月17日

岡山県倉敷市水島地域への航空宇宙産業
クラスターの実現に向けた研究会（略称：MASC）
理事長 桐野宏司 殿

監査報告書

MASC の第2期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の業務並びに会計の監査を行った結果、次のとおり報告します。

記

1.監査の方法の概要

- ① 業務監査について、運営委員会等に随時出席し、理事・事務局から業務の報告を聴取し、関係書類など必要と思われる資料の閲覧により業務執行の妥当性を検討しました。
- ② 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧により会計報告書の正確性を検討しました。

2.監査結果

- ① 事業内容は適正であり、理事・事務局の職務執行に関して不正行為や規約に違反する重大な事実はないことを認めます。
- ② 収支計算書、貸借対照表は、帳票等の記載金額と一致し、団体の収支および財産の状況を正しく示しているものと認めます。

以上

MASC 監事  ㊞